長崎市き章及びシンボルマークの使用に関する要綱

令和５年４月２０日

告示第２１４号

（趣旨）

第１条　この要綱は、本市のき章及びシンボルマーク（以下「き章等」という。）の使用に関し必要な事項を定めるものとする。

　（き章等の仕様）

第２条　き章等の仕様は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げるものとする。

⑴　き章　別記１

⑵　シンボルマーク　次のアからウまでに掲げる区分に応じ、それぞれ当該アからウまでに掲げるもの

ア　市の花あじさい　別記２

イ　市の木なんきんはぜ　別記３

ウ　市の鳥ハト　別記４

（使用の申請）

第３条　き章等を使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ市長に申請し、その承認を受けなければならない。

２　前項の申請は、き章等を用いる印刷物、商品等（以下「印刷物等」という。）ごとに、長崎市き章等使用承認申請書（第１号様式）に関係書

類及び印刷物等の見本（印刷物等の見本の添付が困難な場合にあっては、

印刷物等の写真その他き章等の使用の内容が分かるもの。第９条第１項において同じ。）を添えて、市長に提出しなければならない。

３　第１項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、同項の規定による承認は要しない。

　⑴　本市がき章等を使用する場合

　⑵　本市が主催し、共催し、又は後援する事業等において市の指示によりき章等を使用する場合

⑶　国又は他の地方公共団体がき章等を使用する場合

⑷　報道機関が報道又は広報の目的でき章等を使用する場合

⑸　前各号に掲げるもののほか、第１項の承認を要しないことについて市長が適当と認める場合

（使用の承認）

第４条　市長は、前条の規定による申請がなされた場合は、その内容を審査し、長崎市き章等使用承認結果通知書（第２号様式）により申請者に通知するものとする。

２　市長は、き章等の適正な使用のため、前項の使用の承認について、条件を付することができる。

（承認の基準）

第５条　市長は、第３条の規定による申請について、次の各号のいずれかに該当する場合は、き章等の使用を承認しない。

⑴　法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれがある場合

⑵　本市の信用又は品位を害し、又は害するおそれがある場合

⑶　第三者の利益を害し、又は害するおそれがある場合

⑷　政治又は宗教活動に使用し、又は使用するおそれがある場合

⑸　長崎市暴力団排除条例(平成２４年長崎市条例第５９号)第１２条に規定する暴力団員又は暴力団関係者が使用する場合

⑹　社会的な非難を受け、又は受けるおそれがある場合

⑺　前各号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認める場合

（使用期間）

第６条　き章等を使用する期間は、当該使用の承認の目的のために必要な期間とする。ただし、市長は、その期限を定めてその使用を終了させる旨の指示をすることができる。

（費用）

第７条　き章等を使用する費用は、無料とする。

（遵守事項）

第８条　第４条の規定により使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

⑴　使用の承認を受けた目的に限りき章等を使用すること。

⑵　き章等を使用する権利を第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。

⑶　第２条に定める仕様を変更して使用しないこと。

⑷　き章等の使用に当たって、第５条各号のいずれにも該当しないこと。

⑸　き章等を使用した印刷物等について、商標権及び意匠権を設定しないこと。

２　前項（第１号を除く。）の規定は、第３条第３項の規定によりき章等を使用する者について準用する。

（使用内容の変更等）

第９条　使用者は、申請書に記載した内容を変更しようとする場合には、速やかに長崎市き章等使用事項変更申請書（第３号様式）に関係書類及び印刷物等の見本を添えて市長に提出しなければならない。

２　市長は、前項の規定による変更申請書を受理したときは、その可否を決定し、長崎市き章等使用事項変更承認結果通知書（第４号様式）により使用者に通知するものとする。

３　第４条第２項、第５条及び第８条の規定は、第１項の申請書の記載事項の変更の届出の場合について準用する。

（使用の承認の取消）

第１０条　市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第４条第１項又は前条第２項の規定による使用の承認を取り消すことができる。

⑴　偽りその他不正の手段により承認を受けたとき。

⑵　第４条第２項又は前条第３項の規定により付した承認の条件に違反したとき。

⑶　第５条各号のいずれかに該当し、又は該当するおそれがあるとき。

⑷　第８条第１項に掲げる事項に違反したとき。

⑸　前各号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認めるとき。

２　市長は、前項の規定により使用の承認を取り消す場合は、長崎市き章等使用承認取消通知書（第５号様式）により、使用者に通知するものとする。

３　第１項の規定による使用の承認の取り消しによって使用者に損害が生じることがあっても、本市は、その責めを負わない。

（事故、苦情等の処理）

第１１条　き章等の使用に関して、事故、苦情等が発生した場合は、使用者がその責任のもと必要な措置を講じるものとし、本市は、その責めを負わない。

（委任）

第１２条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附　則

　（施行期日）

１　この要綱は、告示の日から施行する。

　（経過措置）

２　この要綱の規定は、施行の日以後の申請に係るき章等の使用から適用する。